

 県 章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 1 0 月 2 1 日 第 6 5 9 号 火 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行										
目次 ○ 告 示 漁船損害等補償法の規定による同意の認定（水産課）..... 1 ○ 公 告 危険物取扱者保安講習実施公告（防災危機管理局）..... 1												
告 示 滋賀県告示第362号 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県南浜加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。 令和7年10月21日 滋賀県知事 三 日 月 大 造												
公 告 危険物取扱者保安講習実施公告 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。 令和7年10月21日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 1 講習の種類 <table><tr><th>講 習 区 分</th><th>危 険 物 取 扱 者 免 状 の 種 類</th></tr><tr><td>給油取扱所の危険物取扱者</td><td>甲種、乙種（第1類から第6類まで）、丙種</td></tr><tr><td>給油取扱所以外の危険物取扱者</td><td>甲種、乙種（第1類から第6類まで）、丙種</td></tr></table> 2 講習の受講期間および実施形態 <table><tr><th>受 講 期 間</th><th>実 施 形 態</th></tr><tr><td>受講承認日より1か月以内</td><td>オンライン講習</td></tr></table> 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙5,300円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。 5 受講申請書の受付期間 令和7年10月23日（木）から同月29日（水）までとする（必着）。 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921 7 その他 その他詳細については、6に示す受付場所に問い合わせること。			講 習 区 分	危 険 物 取 扱 者 免 状 の 種 類	給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種（第1類から第6類まで）、丙種	給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種（第1類から第6類まで）、丙種	受 講 期 間	実 施 形 態	受講承認日より1か月以内	オンライン講習
講 習 区 分	危 険 物 取 扱 者 免 状 の 種 類											
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種（第1類から第6類まで）、丙種											
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種（第1類から第6類まで）、丙種											
受 講 期 間	実 施 形 態											
受講承認日より1か月以内	オンライン講習											

